

三宅町随意契約保証型民間事業者提案制度実施要項

1. 趣旨

三宅町が抱える行政課題は、人口減少・少子高齢化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化、インフラや公共施設の老朽化の顕在化などにより、これからますます多様化、高度化、複雑化していきます。限られた経営資源で将来にわたって、持続的かつ安定的に、住民サービスの維持向上を図っていくためには、行政が主体となり課題を解決する従来の概念や手法にとらわれず、豊富な知見やリソースを有する企業・団体との協働を推進していき、民間と行政が、それぞれの長所を活かし、対等な立場で課題解決を行っていくことが必要不可欠になっています。

随意契約保証型民間事業者提案制度は、より効果的・効率的な行政経営による財源の確保、財政負担の軽減を図りながら、豊富な知見やリソースを有する企業・団体の提案を受け付け、事業化を行うことで、あらゆる分野において公民連携を積極的に進め、行政だけでは解決ができなかった行政課題の解決や、住民サービスの向上を図るための制度です。

この要項は、三宅町が実施するすべての事務事業や町が所有する土地や公共施設の利活用を目的とした民間事業者からの提案を受け付けて、事業化する「三宅町随意契約保証型民間事業者提案制度（以下「民間事業者提案制度」といいます。）」について、必要な事項を定めるものです。

2. 制度概要

民間事業者提案制度は、民間事業者から町が実施するすべての事務事業や町が保有する土地・公共施設（以下「公共施設等」といいます。）に関しての提案を求め、住民サービスの向上、行政課題の解決及び公共施設マネジメントに貢献する提案を選定し、採用された提案者との協議を経て、事業化を図るものです。

また、事業化が決定した際には、提案が採用された者との随意契約を前提としています。（随意契約保証型）

ただし、協議が成立した場合でも、予算案件が議会で承認されない等の事由により、事業が実施できなくなった場合には、本件は事業化されません。

3. 提案型民間活用制度の目的

(1) 事業実施主体の最適化

民間団体、民間事業者、行政の役割分担の最適化を図り、行政が実施するよりも効率的かつ効果的な事業の実施が見込まれるものについては、積極的に民間に委ねていきます。

(2) 住民サービスの向上

民間団体や民間事業者が住民サービスの提供主体となることで、民間の特性を生かした、より柔軟できめ細かな住民サービスの提供を目指します。

(3) 効率的な行政経営

民間団体、民間事業者からの提案を受け付けることにより、民間ノウハウの活用による効率的な行政運営を推進します。

(4) 住民主体による持続可能なまちづくり

民間団体、民間事業者が住民サービスの担い手となるための環境を整備し、住民等のアイデアを生かした地域の実情に応じたサービスが将来にわたって適切に提供される持続可能なまちづくりを推進します。

(5) 地域経済の活性化

民間団体、民間事業者が事業実施主体となることで、新たなビジネスを創出し、有効需要や雇用の創出、地域活性化を図ります。

4. 提案募集の対象

(1) 提案募集の対象

- ① 町が所有する全ての土地や公共施設等（公園、道路などインフラ施設を含む。）に係るハード事業およびソフト事業
- ② まちづくり・環境・福祉・医療・経済・教育・行財政運営などの全ての行政分野における事務事業等

(2) 提案条件

- ① 原則として町にとって、新たな財政支出または維持経費の増加を伴わないこと
ただし、提案事業を実施した結果、本町に大きな財政効果や住民サービスの向上の実現が見込まれる事業については、本町の新たな財政支出を排除するものではありません。
- ② 次に挙げるものを資金調達の手段とする場合には、算出方法及び金額をできる限り具体的に明記すること。
 - ア 公有財産の貸付料・広告収入
 - イ 光熱水費・保守費等の削減相当額
 - ウ 人件費の削減相当額
 - エ 現行予算の流用
 - オ 国・県等からの補助金・交付金
 - カ 企業版ふるさと納税
- ③ 行政経営の効率化、または住民サービスの向上のいずれかの効果があること
- ④ 法令により、町がすべき事業とされていないこと

(3) 提案の区分

次に掲げる区分により募集を行うこととします。

区分	内容	備考
① 重点募集テーマ型 (町が民間事業者からの提案を特に希望する分野)	①複合施設における住民サービス向上につながる取り組み ②国民健康保険における特定健康診査未受診者対策	
② フリー型 (民間事業者による自由な提案を募集する分野)	町が所有する全ての土地や公共施設、全ての行政分野における事務事業等を対象にした、民間事業者による自由な提案を募集いたします。	

5. 提案者の資格要件等

(1) 参加者の条件

- ① 民間提案制度により提案を行う者(以下「提案者」といいます。)は、提案内容を実行する意思と能力(資格)を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主又は任意団体とします。
- ② 提案者は、本町及び必要に応じて施設管理者・指定管理者等との協議・調整が可能な能力を有し、事業化に向けた諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であることとします。
- ③ グループ(複数の企業・団体等の共同体)で応募する場合には、参加表明時に提案者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること

(2) 提案者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、提案者及び提案者の構成員になることができません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てをしている者
- ③ 三宅町暴力団排除条例(平成23年12月三宅町条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者
- ④ 三宅町入札参加資格停止措置要領(平成24年6月三宅町要領第2号)による指名停止を受けている者
- ⑤ 法人税、消費税若しくは地方消費税又は町税を滞納している者

6. 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とします。

(2) 提出書類の取扱い・著作権等

- ① 提出書類の著作権は、提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。
- ② 提案者の提出書類については、提案の審査のみに使用します。

提案者の承諾なく、それ以外の目的で提案者に無断で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。

- ③ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った提案者が負うものとします。
- ④ 提案者の提案が事業化された場合には、著作権は本町に帰属するものとします。

(3) 法令等の遵守

提案にあたっては、事前に提案者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは提案者に帰属することとします。

(4) 失格事項

提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

7. 提案の募集方法等

(1) 提出書類の種類

民間提案制度により提案を行う者（以下「提案者」といいます。）が提出する書類及び提出部数は次のとおりです。

名称等	書式等	部数
企画提案書	(様式第1号)	1部
実施体制	(様式第2号)	1部
類似業務実績	(様式第3号)	1部
見積書	(任意様式)	1部
資金調達の手段、金額が分かる資料	(任意様式)	1部

(2) 提出書類の受付

- ① 提案者は(1)の提出書類を作成し、受付期間内に事務局に提出することとします。
- ② 提出書類の受付期間は、2020年10月1日から2020年12月28日までとします。また、提出時間は、三宅町役場開庁日(平日)の午前9時から午後5時までとします。(郵送の場合は、提出書類の受付期間最終日の消印有効とします。)
- ③ 提出方法は、郵送又は持参とします。

8. 事前相談及び現地調査

(1) 事前相談及び現地調査

- ① 提案内容の検討にあたって、事前相談及び現地調査を受け付けます。
- ② 事前相談等を希望する者は、現地調査申込書(様式第4号)に必要事項を記入し、FAX又は電子メールにより事務局に提出することとします。
- ③ 受付期間は、2020年10月1日から11月30日までとします。

- ④ 現地調査は、施設側との調整が必要なため期間に余裕を持って申し込んでください。（場合によってはお受けできないことがあります。）
- ⑤ 1回あたりの相談時間は、1時間以内とします。
- ⑥ 事前相談の有無が提案審査に影響を及ぼすことはありません。
- ⑦ 日程については、所管課・施設側との調整後に個別に日程を確保し、通知します。

(2) 提出先

三宅町役場政策推進課

F A X : 0 7 4 5 - 4 3 - 0 9 2 2

M A I L : seisaku@town.miyake.lg.jp

9. 質問

(1) 質問

- ① 提案内容の検討にあたって、質問を受け付けます。
- ② 質問書（様式第5号）に必要事項を記入し、F A X又は電子メールにより事務局に提出することとします。
- ③ 受付期間は、2020年10月1日から11月30日までとします。
- ④ 「提案内容に関する事項」への質問については、提案内容の知的財産を保護するため、質問者個別に回答します。
- ⑤ 「民間事業者提案制度に対する事項」への質問については、本町ホームページで回答内容を公表します。

(2) 提出先

三宅町役場政策推進課

F A X : 0 7 4 5 - 4 3 - 0 9 2 2

M A I L : seisaku@town.miyake.lg.jp

10. 審査（協議対象の選定）

企画提案書による書類審査で参加資格及び提案条件等の確認を行い、審査対象として有効と認めた提案について、以下のとおりプレゼンテーション審査を行い、協議対象案件を選定します。

(1) プレゼンテーションによる審査

- ① 日 時 別途通知
- ② 場 所 別途通知
- ③ 選 定 審査委員会による選定
- ④ 時 間 1提案あたりプレゼンテーション15分以内、質疑応答10分
- ⑤ 内 容 企画提案書に基づくプレゼンテーション
- ⑥ 留意点 出席者は4名までとします。

(2) 提案審査の着目点

提案審査は、次の項目・視点等をふまえ、提案の案件毎に行うこととします。

- ① 民間提案制度、公民連携の理解度

民間事業者提案制度の趣旨に合致し、独創性が高く、より効率的かつ効果的な提案内容であるか。

② 住民サービスの向上

地域の実情に応じたものであり、住民サービスを向上させる公共性の高い提案内容となっているか。

③ 効率的な行政経営

民間ノウハウの活用による効率的な行政経営を推進する提案であるか。

④ 財政負担の軽減

収支計画が適正で、事業化された後に新たに発生する行政側の業務も含め、町のコスト縮減（または歳入の増加）となるか。

⑤ 地域経済の活性化

新たなビジネスの創出または、地域での雇用創出や住民主体のまちづくりなどの地域活性化を図るものであるか。

⑥ 事業の実現性、継続性

事業化の実現性、継続性が高い提案であるか。

(3) 採用となった提案

審査の結果、採用となった提案については、事業化に向けた協議対象案件とし、提案した事業者を交渉権者とします。審査（採否）の区分は、次のとおりとします。

① 採用（一部採用含む）：協議対象提案として事業化に向けて協議を行うもの。

② 不採用：事業化に適さないと判断されたもの、現時点では実現が困難なもの、民間提案制度によって事業者を選出することが不相当と判断されたもの等。

(4) 審査結果の通知・公表

提案審査の結果は、提案者に対して文書で通知します。また、三宅町公式ホームページで公表します。なお、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けません。

① 採用（協議対象提案）となった案件については、「案件名・提案事業者名・提案概要」を公表します。

② 不採用となった（協議対象とならなかった）提案については、「案件名」のみ公表します。

1.1. 協議

(1) 追加書類の提出

協議対象提案を提案した者（交渉権者）は、審査の結果、採用（一部採用）の通知を受けた場合、速やかに次の書類を各1部提出することとします。

ただし、入札参加資格を有するものは除きます。

① 印鑑証明書（発行後3カ月以内のもの、写し可）

② 登記事項証明書（発行後3カ月以内のもの、写し可）

③ 営業許可、認可等の証明（法令の規定による営業上の許可、認可等を必要とする場合のみ、写し可）

④ 営業許可、認可等の証明（代理店、特約店等の契約を締結している場合は、その証明書の写しを提出。）

⑤ 納税証明書（最新1カ年分）

ア 町内業者：町税全科目に未納（滞納）のない証明書

イ 県内業者及び県内に営業所がある業者：県税に未納（滞納）のない証明書

(2) 事業化に向けた協議

- ① 交渉権者と本町は、提案内容を基に事業化に向けて協力して詳細協議や必要な手続等を行い、事業フレームを作成します。
- ② 提案の事業化に関して必要がある場合は、別に施設管理者、指定管理者等と同様の協議を行い、事業実施に向けた調整を行います。
- ③ 協議の期間は、原則として、提案内容が協議対象となってから6カ月間とします。ただし、本町が必要と判断した提案については、協議を継続する可能性があります。

(3) 協議における留意事項

- ① 協議は、原則として交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は交渉権者の負担とします。
- ② 協議が整わなかった場合（合意に至らなかった場合）でも、交渉権者が協議過程において負担した費用やリスク等について、町は責任を負いません。
- ③ 協議の結果は、本町のホームページで公表します。
 - ア 合意に至った場合は、「案件名、事業者名、提案概要」を公表します。
 - イ 合意に至らなかった場合は、「案件名、提案概要、合意に至らなかった理由」を公表します。
- ④ 交渉権者との協議が成立した場合においても、予算案件等が議会で承認されない等の理由により、提案の事業が実施できなくなった場合には、本件は事業化されません。

但し、当該事業が実施できなくなった事由が解決したときは、交渉権者と本町と協議の上、事業化を図ります。
- ⑤ 事業概要や協議経過等については、必要に応じて議会等へ報告することがあります。

但し、交渉権者の独自のノウハウ等が含まれている内容については公表の対象としません。
- ⑥ 提出書類の著作権は、提案者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

また、提案者は、町が事業化の検討における提出書類の利用、事業名称や概略等の公表に同意することとします。ただし、提案者の独自のノウハウ等が含まれている内容については、公表の対象としません。
- ⑦ 提案者は、提出書類が第三者の有する特許権等を侵害するものでないことを本町に対して保証することとします。提案者は、提出書類が第三者の特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならぬときは、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとします。
- ⑧ 三宅町情報公開条例に基づく情報公開請求により一部又は全部を公開することがあります。
- ⑨ 交渉権者が次のいずれかに該当する場合は失格とし、協議不成立または契約解除とします。
 - ア 本要項に定める手続きを遵守しない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 公正な審査について影響を与える行為があった場合

12. 契約, 事業実施

(1) 契約締結

事業者と本町は、協議成立後、提案事業の実施について随意契約を締結します。

(2) 契約の時期

事業者と本町は、次に定める時点において契約を締結します。

- ① 予算措置が不要な場合は、協議が成立した時点
- ② 予算措置が必要な場合は、予算措置が成立した時点

(3) 事業実施

契約締結後、事業者は責任をもって提案内容(当該事業)を履行することとします。

13. 問い合わせ先

民間事業者提案制度に関する問い合わせ先は次のとおりです。

【事務局】

三宅町役場 みやけイノベーション推進部 政策推進課

〒636-0213 奈良県磯城郡三宅町伴堂689

TEL: 0745-44-3070

FAX: 0745-43-0922

MAIL: seisaku@town.miyake.lg.jp